

青少年インターネット環境の整備等に関する検討会 第4回会合議事録

日 時：平成21年4月7日（火）16：00～17：30

場 所：内閣府本府3階特別会議室

出席委員：清水座長、藤原座長代理、植山委員、漆委員、尾花委員、清原委員、国分委員、
坂田委員、曾我委員、高橋委員、半田委員（代理・古澤氏）、別所委員

（政 府）：小淵内閣府特命担当大臣

（内閣府）：殿川審議官、小島参事官

（オブザーバー）：

内閣官房内閣参事官、警察庁生活安全局少年課理事官、警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課課長補佐、総務省消費者行政課長、法務省大臣官房参事官、文部科学省スポーツ・青少年局青少年課長、経済産業省情報経済課長

議事次第

1．開 会

2．議 題

（1）前回議事録の確認（事務局）

（2）検討会報告書案について（事務局）

（意見交換）

（3）今後のスケジュールについて（事務局）

3．小淵内閣府特命担当大臣あいさつ

4．閉 会

5．議事内容

清水座長 それでは、そろそろ時間になりましたので、始めさせていただきます。

本日もお忙しいところ、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。本日は、第4回の検討会でございます。

まず、委員の出欠状況につきまして、事務局からお願いいたします。

小島参事官 事務局の小島でございます。まず、出欠の状況につきまして、御報告申し上げます。

本日でございますけれども、半田委員が御欠席でございまして、古澤様に代理出席いただいております。

なお、尾花先生におかれましては、若干遅れているというところでございます。

清水座長 ありがとうございます。それでは、配付資料の説明と、前回の議事録の確認をお願いいたします。

小島参事官 それでは、事務局から配付資料の確認と、前回の議事録の確認をさせていただきますと思います。

まず、配付資料でございますけれども、資料の1～4まででございます、資料1につきましては、前回の議事録（案）でございます。

資料2につきましては、検討会の報告書（案）の概要でございます。

資料3が、その本体となります報告書（案）でございます。

資料4が、基本計画策定に向けた今後のスケジュール（案）でございます。

また、参考資料といたしまして、1と2でございますけれども、これが法施行直前に行いました周知のための啓発資料の関係でございます。

参考資料3といたしまして、インターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議、閣僚会議でございますけれども、このメンバーに関する資料を添付させていただいております。

資料につきまして、不足等ございましたら、事務局までお申し付けいただきたいと存じます。

次に、前回の議事録を確認させていただきたいと思っております。

資料1でございますけれども、あらかじめ各委員の皆様方には、確認をいただいているところでございますので、特に問題がなければ、本日以降、内閣府のホームページにおいて公開する扱いとさせていただきたいと存じますが、よろしゅうございますでしょうか。

特になければ、そのようにさせていただきたいと存じます。

清水座長 どうもありがとうございました。それでは、議事に入らせていただきたいと思います。

議題2でありますけれども、検討会の報告書（案）について、事務局から御説明をお願いしたいと思います。これにつきまして、また、意見をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

小島参事官 それでは、引き続き、事務局より「青少年インターネット環境の整備等に関する提言」（案）につきまして、資料2と資料3に基づきまして、説明させていただきたいと存じます。

前回の検討会におきまして、基本計画に盛り込むべき主な事項について、説明をさせていただいておりますので、本日は、前回の検討会から新たに追加した点と、これまで出されました意見等を踏まえて、修正した点等につきまして、中心に説明したいと存じます。

まず、資料2を御覧いただきたいと存じます。

これにつきましては、提言（案）の概要というものでございまして、これまでも御紹介させていただいておりますとおり、基本計画につきましては、法律に基づきまして、左側の下でございますけれども、基本的な方針、それから右側の上のところでございますが、教育及び啓発、その下、フィルタリングの性能の向上等、その下の民間支援、そしてその他の事項ということで定められておまして、その下に推進体制等という形で簡単に全体をまとめているものでございます。

まず、左の上でございますけれども、背景ということで、三つ を書かせていただいております、そこに背景を示させていただいております。

その下でございますけれども、これはこの法律の第3条に定めております施策に推進に当たりましての三つの基本理念ということをお示しさせていただいておりますのでございます。

今回につきましては、これを踏まえる形で基本的な方針を示すということで、案を作成させていただいております、そこが左側の一番下でございます。

また、右側でございますけれども、先ほど申し上げました、法律の規定に基づく具体的な施策を

柱に沿いまして、整理させていただいているところでございます。

一番下のところ、先ほども申し上げましたけれども、計画そのものをどのように推進していくのかという点につきまして、最後に推進体制等として掲げさせていただいているところでございます。

中身につきましては、骨子的なものでございますので、本体を御説明する際に、御参照いただければと思っております。

それでは、資料3を御覧いただきたいと存じます。資料の3の1ページをめくっていただきますと、目次ということでございます。目次が3ページにわたりまして、書かれているところでございまして、全体がわかりやすいようにしているところでございます。

目次の次に「はじめに」というところがございまして、1ページでございますけれども御覧いただければと存じます。

この「はじめに」のところでございますけれども、前回の検討会で御議論いただきました背景等に対応するところでございます。

前回から比べまして、文章にしているところと、新たに加えたところといたしましては、第2パラグラフのところでございますけれども、特に「今や」というところでございますが、保護者のインターネットをめぐる状況等についての認識不足への懸念について記載をさせていただいているところでございます。

また、その下のところの平成20年の状況につきましては、最新のデータを入れさせていただいております。

次の2ページを御覧いただきたいと存じます。

2ページ目につきましては、この検討会における検討の状況と、その提言のとりまとめについて、第1パラグラフに記載するとともに、第2パラグラフにおきまして、政府が迅速かつ効果的に施策を推進することについての期待ということで記載させていただいているところでございます。

次に、3ページ目を御覧いただきたいと存じます。3ページ目につきましては、前回盛り込むべき主な事項案ということで記載しているところでございまして、まず、法の基本理念を明記させていただいております。

改めてもう一度御紹介させていただきますと、第1ということで、青少年自らがインターネットの情報発信を適切に行う能力を習得させるということでございます。

2点目については、関係事業者等による青少年が有害情報を閲覧することを防止するための措置などによりまして、そういう閲覧する機会をできるだけ少なくするというところでございます。

3点目が、民間の自主的かつ主体的な取組を尊重していくということが書かれているところでございます。

これを踏まえまして、基本的な方針につきまして、四つの項目をお示しするということになっております。

ただ、その中で、柱書きのところでございますけれども、インターネットの世界は技術的にも活用方法等においても変化が著しいことから、このような変化に応じて、速やかに実態を把握するとともに、迅速な対応を行うことを基本として記載させていただいているところでございます。

そこで、3ページから4ページにかけてでございますが、1.2.3.4.ということございまして、基本的な方針を4点として青少年、保護者、事業者等、そして一般国民という対象別に政府として実施していく上での基本的な方向性を定めるということとしているところでございます。

基本的には、前回、御説明したものと同じでございますけれども、大切なものでございますので、もう一度御説明させていただきたいと存じます。

まず、青少年が自立して、主体的に判断してインターネットを適切に利用していけるようにすることが大変重要なことでございますので、そのために、それぞれの発達段階に応じた教育啓発を推進していくということを、一つの方針として定めているところでございます。

4ページ目を御覧いただきたいと存じます。保護者の関係でございますけれども、青少年が誤った利用によって悪影響を受けることがないように、やはりインターネットの利用を適切に管理できるようにするということが大変重要でございますので、そういう啓発を進めていくことが2点目に書いているところでございます。

3.ですが、事業者等につきましては、大人だけではなくて、青少年にもさまざまな情報を提供しているということを十分御理解いただきながら、保護者のニーズに応じて、青少年に対して、青少年有害情報が閲覧できないようにする取組を促進していくということを規定しているものでございます。

最後は、国民一般の関係でございますけれども、お子様がいらっしやらない、又は成人になられている方々などもいらっしやるということでございますけれども、青少年が、安全に、安心してインターネットが利用できるようにするためには、インターネットを利用する国民一人ひとりの取組ということも大変必要なことであると存じます。

具体的には、そこに書いてありますけれども、違法・有害情報を見つけたときの通報というものや、自らが情報を発信する場合における青少年への配慮ということがありまして、政府としてもこのようなことについて啓発していくということを方針として掲げているところでございます。

以上が「はじめに」と、基本的な方針についての説明でございます。

続きまして、5ページを御覧いただきたいと存じます。

まず、具体的な施策に入る前に、第2から第5までの具体的な施策の記載の前に、共通のものとして、わかりやすいようにサマリーを入れさせていただくということで、文言を入れさせていただいております。

その上で、それぞれの項目の整理をさせていただいているところでございます。

まず、教育・啓発の推進ということでございますけれども、1.2.3.に、学校、社会、家庭それぞれにおける啓発・教育を、それから4.に法律に基づいて求められます教育・啓発の効果的な手法の普及ということで、これは7ページ目になります。

次に5.ということでございますけれども、基本方針でも挙げているように、国民一人ひとりの取組を促すための国民運動ということで記載しており、このように第2については5点に分けて記載をさせていただいているところでございます。

まず1.の学校における教育・啓発でございますけれども、(1)におきまして新学習指導要領

等に基づきまして、すべての小中高等学校等におきまして、青少年の発達段階に応じた情報モラル教育等を実施するというところでございます。

また、(2)におきましてそれを実施するための指導体制の整備、(3)におきまして啓発資料等の作成を行うということで、記載をさせていただいているところでございます。

特に、体制の整備であります(2)のところでございますけれども、これにつきましては、平成23年度をめぐりましておおむねすべての教員が指導能力を身に付けるという目標を掲げさせていただいているところでございます。

この点につきましては、前回の検討会におきましても、目標年次に関します、いろいろな御意見等もございましたし、教職員免許を取得する人たちの共有も大切ではないかという御意見もいただいているところでございます。

いろいろ検討した結果でございますけれども、やはり、今、子どもたちへの情報モラル教育というのは、喫緊の課題でありながら、やはり教える立場の教員の皆様方にも十分対応し切れていないというような現実的な課題があるということでございます。

また、今年度からは、小中学校におきましては、情報モラル教育を必ず教えるということになっておりますけれども、これは1年間のカリキュラムの中でのどこかにおいて、児童に教えなければならないものでございますので、これはやはり特定の教科の先生だけが対応すればよいというものでもないのではないかと考えております。

このように子どもたちすべてに対しまして、情報モラル教育を身に付けさせるという観点からしますと、まずは現役の教員の皆様方、特に情報技術には、若干苦勞があるのではないかと考えられます年配の先生方を含めまして、能力を身に付けていただくということが必要でありますし、そのためにも、やはり目標年次を設定いたしまして、それまでにしっかりと指導能力を身に付けてもらうということは、大変意義があるのではないかと考えまして、平成23年度までにおおむねすべての教員という形での目標については、引き続き掲げさせていただきたいと考えているところでございます。

それから、また、学校の式典などで活用して啓発活動を行うということも盛り込んでおりますけれども、これに関連して、今入学式の時期でございますけれども、東京においては、小中学校で入学式に際して、保護者に対する啓発の機会を持てるようにということで働きかけをしていただいたということで、その一環として、内閣府におきましても、本日、午前中に文京区の第九中学校の入学式に内閣府の並木政務官が参加させていただいて、保護者に対する啓発活動を行ったところでございます。

次の6ページでございますが、特に学校教育の中で、ネット上のいじめに対する取組ということで書かせていただいているところでございます。このネット上のいじめにつきましては、実態把握と発生した後の学校における迅速な対応など、しっかりした取組の必要がございますので、ここに記載をさせておるところでございます。

やはり学校においては、ネット上のいじめの対策というのは、大変重要だと考えているところでございます。

また、なお書きのところでございますが、この項目の中に小中学校への携帯電話の原則持込みの禁止やネット上のいじめ等の徹底などを求めた文部科学省の通知でございますけれども、この通知を踏まえた取組の推進についても関連するものとして、掲載させていただいているところでございます。

前回、私の方から学校教育の円滑等のための観点からは、記載していないという説明をいたしましたけれども、やはり学校における「ネット上のいじめ」の深刻さ、またそのための対策としての通知の重要性を考えて、この通知がネット上のいじめの対策という面がございますので、この点は大変重要なので、この中の項目に書かせていただくということを考えているところでございます。

次に2.でございます。社会における教育・啓発の関係についてでございます。

これにつきましては、(1)でございますけれども、この中に民間団体が実施する青少年のインターネット利用能力検定の利用促進への支援ということを書かさせていただいております。前回の委員の意見等もございましたけれども、それを踏まえまして、新たに加えたものでございます。

3.でございますけれども、家庭における教育、啓発についてございまして、子どものインターネット利用に当たりましては、やはり重要な位置を占めます保護者の方々に対しまして、いろいろな支援をしていくことが必要だろうということでございます。

そこでございますように、家庭のルールづくりというのは、大変重要だということがございます。

次のページを御覧いただきたいと存じますが、その中で、もう一つ以前にも御指摘いただいたことではございますけれども、やはり青少年の個人情報が悪用される可能性というのがございますので、その中に、「いわゆるプロフなどの利用上のリスク」ということを記載させていただきまして、これについても啓発するということを書かせていただいております。

併せてインターネット上のトラブル等について防ぐ方法について啓発することを記載しているところでございます。

また(2)でございますけれども、やはりペアレンタルコントロールということでございまして、保護者の皆様方がその選択に応じて、子どもに対してどういうインターネットの利用をさせていくかという管理の方法等について、周知啓発することが大変重要でございますので、その点につきましても、記載をしているところでございます。

4.につきましては、前回と一緒にございまして、教育・啓発に共通する課題としまして、効果的な啓発等の手法の開発等を実施していくということと、更に効果的な啓発の在り方を検討するということがございます。

最後に5.の国民運動の展開についてでございますけれども、より効果的な啓発等を行っていくために記載させていただいているところでございます。

特に青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするために、保護者、そして事業者のみならずインターネット利用者の全体が取り組む必要性というのは、大変高うございますので、これは地球温暖化防止の国民運動の例として、次の8ページ目ですけれども「チーム・マイナス6%」というものを国民運動として展開をされておりますが、このような国民運動などを参考にしながら進めていくということであり、特に安心ネットづくり協議会等におきまして、このような

国民運動を検討項目として挙げられているようなところでございますので、青少年に配慮したインターネット利用を幅広く広げていくための運動につきまして、いろいろな形で支援をしていくということで記載をさせていただいているところでございます。

以上が、第2の教育啓発についての説明でございます。

続きまして、9ページを御覧いただきたいと存じます。今度は、第3でございます。

フィルタリングの性能向上等についての記載でございます。これにつきましては、1.2.3.4.5.ということで5項目を挙げさせていただいているところでございます。

まず、1.のフィルタリング提供義務等の実施の徹底と保護者への説明等への推進というところでございます。これは法律上、大変重要な項目でございますので、入れさせていただいているところでございます。

なお、前回御指摘をいただいたものでございますけれども、青少年が使用しているか否かについての年齢確認についての規定を1.(1)の「特に」の後に書かせていただいているところでございます。

これについて、若干補足させていただきますと、いわゆる携帯電話不正利用防止法に基づきまして、携帯電話の契約時には、契約者の本人確認が厳密に行われているところでございます。その際には生年月日も確認されるということになっているところでございます。

しかしながら、携帯電話につきましては、親が契約をして、子どもに使用させる場合というのがございますので、こうした場合につきましては、青少年インターネット環境整備法第17条の2項におきまして、保護者は子どもが使用する旨の申告をする義務というのが課せられているところでございます。

こういった点につきましては、勿論周知を進めるということは、大変重要でございますし、携帯電話事業者等におきましても、きちんと確認をする、そうした取組を促すということが大変重要でございますので、これにつきまして追記させていただいているところでございます。

次に2.のところでございます。携帯電話・PHSにおけるフィルタリングの高度化の推進ということでございます。

やはり携帯電話・PHSによるインターネットへの接続におきまして、フィルタリングというのは大変重要だと思いますけれども、その中で、やはり選択肢を多様化させて、保護者が青少年の成長に応じてフィルタリングを選択できるようにするというのは、大変重要だと考えているところでございます。しかしながら、10ページのところでございますけれども、その選択肢が限られていることから、平成21年度中に年度を区切って、主な携帯電話会社等でございますけれども、この取組を進めていく。また、その後、必要な改善を進めていくということを記載させていただいているところでございます。

また、携帯電話等のフィルタリングサービスによりまして、過度に制約がされないように民間の第三者機関の取組の支援というのを書かせていただいているところでございます。

やはりフィルタリングにつきましては、青少年に利用させていくことは大変重要でございますので、そういう意味でも、こういうフィルタリングの多様化というのは、大変重要なことだということ

とで記載させていただいております。

3. につきましては、これはインターネット・ホットラインセンターに通報された情報についてでございますけれども、これをフィルタリングの提供事業者に提供していただくということによりまして、より効果的なフィルタリング設定になるように、その取組について記載をさせていただいているものでございます。

4. ですが、フィルタリング普及促進のための啓発活動について記載させていただいております。

5. につきましては、フィルタリングの普及向上の課題等を明らかにするための調査研究というものを記載させていただいております。

これにつきまして、特に 11 ページでございますけれども、フィルタリングの改善ニーズ等につきましても、やはり調査することが大変重要だと考えておりまして、このようなものを調査した上で公表していくというふうを考えているところでございます。

なお、この項目の中に、有害情報の社会的影響の調査研究の実施についてというのを前回は入れていたところですが、この研究につきましては、フィルタリングだけではなくて、幅広く調査研究を行うということもございまして、これは第 5 のその他のところ、16 ページを御覧いただきたいと存じますけれども、16 ページに、今回新しく諸外国の取組の調査も進めようということで、国内外における調査の項目の中に移させていただいているところでございます。これにつきましては、後で御説明申し上げたいと存じます。

次に、12 ページを御覧いただきたいと存じます。第 4 でございます。民間団体等への支援についての項目でございます。

そのサマリーの中に、個々の施策の前提といたしまして、「次のとおり」の後でございますけれども「その自主的、主体的な取組を最大限尊重し、有害情報の判断や、フィルタリングの基準設定等に干渉することなく」という記載をさせていただいているところでございます。これにつきましては、参議院の内閣委員会の附帯決議でいただいた内容でございまして、表現の自由等の問題もございまして、この法律の中で民間の主導で行っていく、国が干渉をしないということでございますので、その内容につきまして、この中で書かせていただいているところでございます。

では、中身について御説明申し上げたいと存じます。これにつきましては、1.、2.、3.、4.、5. と次の 13 ページまでの 5 項目について記載をさせていただいているところでございます。

1. につきましては、これは再掲でございまして、情報モラル教育等を行う民間団体の支援につきまして再掲をさせていただいているところでございます。

次に 2. のところでございますけれども、ウェブサイト管理者等における体制整備の支援ということでございまして、この支援の中身としましては、ガイドラインの策定等の取組の支援とか、違法・有害情報対策に資する検出技術の研究開発の支援、また、精神的ケアの在り方等の情報共有の推進というのを挙げさせていただいております。

また、次のページの(3)でございますが、これにつきましては、委員の皆様方からも多くの意見をいただいているところでございますけれども、一つはレイティングの基準設定等の取組の支援ということでございますが、これだけではなくて、その下でございますけれども、ウェブサイトに

において青少年有害情報とそれ以外の情報とを区別する、いわゆるゾーニングを推進する民間団体の取組を支援するというを、この中で付け加えさせていただいております。

やはりきめ細かく有害情報を区分し対応するためには、ゾーニングというのは大変重要だと考えておりまして入れさせていただいているところでございます。

3. につきましては、いわゆるADRに関する団体についてのことでございます。現時点におきましては、私どもにおいては、承知はしておらないところでございますけれども、今後の取組を支援するために、紛争の類型化とか、解決の在り方についての検討を進めるということでございます。

4. でございますが、インターネットの利用により生じたトラブルにつきまして、青少年とかその保護者が学校帰りでも相談等を受けられるようにするために、そうした活動を行う民間団体に対する支援等につきましても進めていくということで記載させていただいているところでございます。

5. でございますけれども、これは2月27日に設立されました安心ネットづくり促進協議会、これを初めとしまして、産学連携した自主的な取組を推進する団体につきまして支援を進めていくということで記載をさせていただいているところでございます。

続きまして、14ページを御覧いただきたいと存じます。

14ページの部分につきましては、その他の重要な事項ということで記載をさせていただいているところでございます。

これにつきましては、1. がサイバー犯罪の取締り等の推進、2. が違法有害情報の削除等の対応依頼ということでございます。

次の3. が青少年の名誉毀損・プライバシー侵害等への対策、4. が迷惑メール対策の推進。

次の16ページでございますが、国内外における調査ということで、5. となっているところでございます。

14ページに戻っていただきまして、サイバー犯罪取締り等の推進ということでございます。これにつきましては、委員の先生方からもたびたび御指摘をいただいたところでございますけれども、インターネットを安全に利用していくためには、やはりサイバー犯罪を行うものに対する取締りというのも大変重要だということでございまして、記載のような形で書かせていただいているところでございます。

特に再犯とか、模倣犯などの抑制をするためには、やはり犯罪者に対する厳正な科刑ということも大変重要だと考えているところでございまして、その分も含めまして、記載をさせていただいているところでございます。

併せて(2)のところでございますが、この取締りに当たりまして、いろいろな事業者との協力関係の構築ということも記載させていただいております。

2. のところでございますけれども「違法・有害情報の削除等の対応依頼について」ということでございます。

これにつきましても、インターネット上の違法・有害情報の削除等について削除の対応依頼も良好なインターネット環境のためには必要なことでございますので、具体的にはインターネット・ホ

ットラインセンターによる対応を強化していくということでございます。また、ホットラインセンターへの通報につきましても、これまでいろいろな国民の皆様方から通報をいただいているだけではなくて、国としてもサイバーパトロール業務の民間委託を進めていくということで記載をさせていただいております。

それから、次のページになりますけれども、インターネット上の児童ポルノにつきましても、諸外国でも一律に閲覧できなくしたり、検索しづらくするなどの取組も進められているということで、そういうことに対する民間における検討の支援をするということで書かせていただいております。

3. のところにつきましては、青少年へのいろいろな名誉毀損・プライバシー等への対策の推進についてということで、政府としましても、人権問題全般の窓口を持たせていただいているところでございます。先ほど、第2で学校における取組、第4で民間における取組等も御説明申し上げたとおりでございますけれども、併せまして、広く窓口を設けて、こういう形で体制を進めていくということで書かせていただいているところでございます。

4. でございますけれども、迷惑メール対策ということで記載をさせていただいております。

特に、これは国境を越えた問題でございますので、各国当局でも迷惑メールの執行の協力を進めるといってございます。

このほか、東京都の調査などにおきましても、青少年が最も遭遇するトラブルとして挙げられているものとして、次のページのところでございますけれども、チェーンメールというのがございますので、これの対応についての周知啓発を進めるといってございます。

最後に、国内外における調査ということでございまして、この法律自体が3年後の見直しが定められておりまして、その作業を行う上においても有害情報の影響とか、また、諸外国の取組について調査をすることというのは、大変重要であるというふうに考えておりまして、そういう意味で記載をさせていただいております。

特に、諸外国の取組につきましては、ドイツとか韓国、アメリカ、イギリスを含めまして、いろいろな国においても取組が進められていると聞いておりますので、そのようなものにつきまして、調査を進めていくということで記載をさせていただいているところでございます。

次が第6でございます。推進体制等でございます。これにつきましては、ほとんど前回と変わっておりませんが、やはり国における推進体制の整備とか、地方公共団体、保護者及び民間事業者等との連携体制の活用、国際的な連携の促進ということを書かせていただいているところでございます。

最後の18ページを御覧いただきたいと存じます。

「4. 基本計画の見直し」についてでございます。これにつきましては、前回は1年に1回具体的な施策の取組状況についてフォローアップをすると記載をしていたところですが、その前に、御意見もいただいたところがございますけれども、やはり新しい問題が発生したときに対して、迅速に取り組むということ、この中で記載をさせていただいたところがございます。

以上が基本計画の中身でございますけれども、次のページの19ページに検討会の報告として委

員の皆様方の一覧を書かせていただくとともに、20 ページ目でございますけれども、これまでの検討経緯につきまして掲げさせていただいているところでございます。

以上で検討会報告書（案）につきましての御説明を終わらせていただきたいと思います。

清水座長 どうもありがとうございました。それでは、これから意見ををお願いしたいと思いますけれども、三つに分けてお願いしたいと思います。

最初は「はじめに」と第1、第2、すなわち1ページから8ページまで、2回目は9ページから13ページまでで第3、第4でございます。

そして、最後が14ページから最後までということで、第5、第6ということでお願いしたいと思います。

それでは「はじめに」と第1の青少年が安全に安心してインターネットが利用できるようにするための施策についての基本的な方針、これが第1ですが、第2は青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発について御意見をいただきたいと思います。

どうぞ、お願いします。

この点では、曾我委員とか、高橋委員いかがでしょうか。

曾我委員 特別に、まだよくわからない。今、熟読をしているところです。

清水座長 わかりました。どなたかございますか。学校現場で漆委員とか、御意見はいかがでしょう。

漆委員 今までの話の内容が網羅されているのではないかと読んでおります。

清水座長 ありがとうございます。いかがでしょうか。どなたでも結構です。

どうぞ、お願いします。

尾花委員 尾花でございます。内容に関しては、私も問題ないというか、今までの全部の会議をうまく網羅してくださっていて、きちんとまとまっているとは思っていますが、今回の提言の中で、第1、第2に関するところが、正直なところ、実は提言だけされて何も結果的に生まれないケースが一番多いところではないかと思うのです。

例えば、以前、日本の文化をもっとよく知るために学校の教育の中に和楽器を取り入れようということで提言がなされて、和楽器を実習として必ず取り入れることになったと思います。でも和楽器を買う予算もなければ、和楽器を教えてくれる先生もいない。音楽の先生というのは、大学時代の副科で選択しない限り、和楽器・邦楽についてを教える知識は持たずに教員免許を持ってしまっているので教えられないにもかかわらず、そういう先生をお呼びする予算もない。子どもたちに楽器を何時間触らせるようにという指示があっても、楽器を買う予算もないというような状態でした。提言とか指示だけ出されて、結果として現場が困ってしまう典型的な事例で、今、現状どういう対応をしているかといいますと、近所のお琴の先生、あるいは邦楽をやっている先生にボランティアで楽器まで貸していただいて、ほとんど謝礼も出せないまま、たとえばお琴が壊れてしまっても修理代は先生が自腹を切っているような現状になってしまっているケースが多いのです。邦楽の二の舞になる可能性が一番秘められているのが、第1、第2のところだと思うのです。

ですので、提言はとてもいい内容にせっきままとまっているので、それをちゃんと実施できる予

算を国で確保していただき、教育現場あるいは自治体の現場に落とすとか、あるいは確保しなければならぬという指示を自治体等に出すとか、とにかく実施できるだけの予算作りと、できる人間のボランティアではない、人材をきちんと確保できる、育てられる、そしてそれを派遣できるようなきちんとした体制づくり、この「予算づくり」と「体制づくり」を、この提言の中に盛り込むということではなくて、この提言を実現するためのバックヤードとして、是非とも忘れないでいただきたいと思っております。

以上です。

清水座長 ありがとうございます。非常に重要な御発言をいただきました。

どうぞ。

小島参事官 事務局の方から、まず、内閣府の関係でございますけれども、青少年インターネット環境整備法が今年の6月に議員立法として成立した後に、基本計画を作成する上で、やはり啓発するのは大変重要だと考えまして、去年予算要求をさせていただいております。

やはりいろいろな関係の皆さん方に、この計画をまずわかっていただくというか、よく理解いただくように、そのための啓発資料の費用を昨年要求して予算が成立しておりますので、まず、全体がわかりやすく皆さん方に、地方の方にわかるような形で資料を作った上で配付をさせていただきたいと思っております。

また、文部科学省、総務省を含めまして、それぞれの予算も要求していると存じておりますので、まずは政府としてできることを積極的に進めたいと思っておりますし、今年の2月に地方公共団体の皆さん方にも啓発促進の通知を出させていただいているんですけども、関係6省庁の連名ということで、大変多くの省庁の連名という形で出させていただいております。それぞれの担当部署もでございますけれども、やはり皆さん方と一緒に、そういう意味での啓発については進めてまいりたいと思っております。また、文部科学省におきましては、新たな学習指導要領でも記載されているということもございますので、そういう意味でも、やはりいろいろな形での教育についても進んでまいるのでないかと存じております。

先生の言われることはごもっともでございますし、やはり実効性を持って計画を進めていくということが大変重要でございますので、今後政府におきまして、また素案をつくった上で、決定してまいりますけれども、その上で十分に配慮させていただきたいと存じております。

清水座長 ありがとうございます。どうぞ。

曾我委員 内容に関しての問題ではなくて、尾花先生から話があった中で含まれるのですが、私もこの提言を受けて、基本的にPTAとして何をなさなければならないか、この役割は非常に大きいと思っております。我々PTAとしては、隣の高橋全国高等学校PTA連合会の会長さんもそうでしょうが、どれだけの密度のある取組をしていくかということが大事になってくるのですが、ただ、全国組織となってくると、やはり進む地区と進まない地区が出てきますので、このフォローアップもやはり考えていかなければいけないと思っております。

ただ、文科省の方に一つだけ質問したいのは、いろいろなこういう提言が入って、各学校で取り組まれるときに、現場の先生方で話が出てくるのは、どのようにやればいいのかと、必ずその

質問、つまり、今の学校は、昔と若干違うのかなと思うのは、上からこうやってくださいということに関しては、きちんと動くのですが、では、モラル教育とか、こういうのを取り組みなさいと言うと、どのようにやっていいのかと、理解が薄くて、現場で進まないということになりかねない。そんな意味では、いろいろなモデル取組があったとするならば、最低限こういうことをやって欲しいということを実写的にきちんと各学校にお知らせいただくような取組を積極的にお願いしたいと。

そうすると、PTAの活動もそこに連動してくる、見えてくるということになります。勿論、PTAは学校が取り組むからこのように取り組むということではない、周知はしてまいりたいと思いますが、是非、その辺をよろしくお願いしたいのと、携帯会社さんの安心・安全のいろいろな教室に関しても、我々は積極的に利用させていただきたいと思いますので、そういうが利用できるのだということの情報も是非学校方にもきちんとお伝えするようにお願いしたいと思っております。

清水座長 ありがとうございます。どうぞ。

池田課長 文部科学省でございます。今、曾我委員から御指摘がございましたけれども、確かに、例えば通知が学校現場なり、教育委員会へ通知が来る。実際に現場にどうこうしていただくという具体的なものがある場合もありますけれども、かなり抽象的なケースもございます。それぞれの先生方の取組は勿論重要ですが、具体的に何をさせていただきたいという発信が非常に重要になっておりますので、曾我委員も御承知のように、最近文科省は、かなり具体的に中身をさせていただいております。

例えば学校への携帯の持込み云々というのは、文脈で行きますと、この報告書に載せるかどうか、非常に議論があったところなのです。実を言うと、携帯電話を持ち込むかどうか、インターネットの環境整備とはちょっと違う文脈ではないかという意見を内閣府とも相談したわけなのですけれども、一応、最近の具体的な動きとして記載させていただいたわけであります。

そういった形で、例えばパンフレット一つにしても、かなり具体的なものを皆さん方にお届けするようにしています。DVD一つにしてもそうですけれども、こういった具体的な取組というのは、非常に重要になっておりますので、特に学校現場にどう伝わるかという観点で、今、かなりお気づきだと思いますけれども、取組方法が随分変わってきております。引き続き、そういった観点で、現場でどういう感覚で啓発していただけるのか、そういったものをイメージしながら、取り組みたいと思っております。

今一つ、モデル事業のことを御指摘いただいたのですけれども、モデル事業も実を言いますと、先ほど内閣府の説明にございましたけれども、それで尾花先生の御指摘もあったのですけれども、実は今年、有害情報関係で、インターネットも含めて、携帯電話を含めての話なのですけれども、モデル事業に対しての支援というのを初めて予算化いたしました。

昨年は、広告経費も含めて9,000万程度だったのですけれども、これが2億を超える金額まで来まして、かなり21年度は具体的な予算の裏打ちをした上でモデルケース、具体的に出てくるケースを、実際にモデルとして、経費が付いたところだけではなくて、それはまたいろいろと皆さん方に情報発信ができるような仕組みまで仕上げていきたいと思っております。いろいろな具体的な取組

で臨みたいと思いますので、御理解をちょうだいしたいと思っております。

清水座長 ありがとうございます。ちょっと自分が関連しているものですから、ちょっと説明させていただきますと、学習指導要領が変わって、何がどう変わったのか、これは情報教育とか、あるいは教育の情報化だけではないわけですが、このICT化に関係して手引書という、かなり分厚いものを文部科学省の検討会、私、座長をさせていただいて、月曜日、3月30日に出させていただきました。

その中に、1章、特別に情報モラル教育ということで設けて、実際にやっていく、具体的な活動事例も指導事例も含めて書かさせていただいております。

また、別の章では、学校とか地域とか、保護者との連携という在り方とか、そういったことも具体的な例で書かせていただいておりますので、それを踏まえて普及できればいいなと思っております。どうぞ。

清原委員 清原です。具体的なところでは、この後、発言させていただこうと思っておりましたが、ただいま尾花委員、曾我委員の御提案と共通の問題意識を私は持っております、一つ御提案させていただきたいと思います。

それは「はじめに」というところの書きぶりなのでございますけれども「はじめに」の最後の2ページ目のところに、この提言に基づき云々というところがございます。これは、趣旨としては、大変重要なところで、適切であると思うのですが、例えば青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策を強力に推進することを期待するものであるということで、その施策の具体的な内容については、1章以下に書くということになってはいますが、私は、施策を協力的に推進するためには、一方で国としてきちんとした財政措置というものが裏付けとして必要ですし、先ほど文部科学省の方が御紹介されましたような施策を推進していくためのモデル的な取組について、より全国的に地域格差なく進めていくための情報共有も推進していくということを、このパラグラフのところにはじめた方が、不安なくその後の具体的な政策が読み込めるのではないかと思います。

特に、今回はインターネット利用環境整備法の理念に基づきまして、基本理念に「民間の自主的、主体的な取組の尊重」というのが掲げられています。

したがって、民間の自主性、主体性を尊重する上で、いわゆる国がどのような財政的な関与ができるのかどうかというのは、極めて重要なポイントになってくると思います。

内閣府におかれましては、各省と連携をして取組を進めていくことになりますから、ある意味で各省が民間を尊重した政策を創意工夫の中でやっていく財政措置を期待して、余り踏み込んだ記述を「はじめに」というところではされていないのかもしれませんが、当然のことながら、民間の自主性、主体性を尊重したとしても、国としてこの計画を推進していく上においては、一定の財政措置、そしてモデル的政策の例については認識をされていると承りましたので「はじめに」というところを補強していただければよろしいのではないかと考えました。

以上です。

清水座長 ありがとうございます。どうぞ。

小島参事官 この点について、国とか地方において、いろいろな責務を書かれておりますし、国において進めていくのは当然なのですが、この立法過程の中で一つ問題になったのが、やはり民間に対する国の干渉の問題というのがございまして、表現の自由等との関係で、当初、この法案を作る段階においては、国の方である程度基準をつくるとか、ある程度いろいろな団体を通じて基準を作ったりして、また、民間団体にそれを落とすとか、いろいろな議論があった中で、最終的には民間を主体に取組をして国が尊重するという形で法案がまとまってきたという経緯がございます。

補助金、その他の問題が出てきますと、国の関与という問題がどうしても出てくるということがありまして、全体として表現の自由とか、こういう基準づくりに対して、国が余り関与し切れないという形で、規定ぶりになっていることが若干ございまして、さっきも申し上げましたように、啓発とか、いろいろな形で資料を提供したり、いろいろな形で行っていくわけでございますけれども、この法律全体から見ますと、そういう表現の自由等との関係で、そういう規定になっているというのがちょっとございまして、書き方として、こういう形で書かせていただいているところがございます。

清水座長 どうぞ。

清原委員 重ねての発言で恐縮です。理念はそうございましたし、立法の背景については、私自身もよく承知した上で発言をさせていただいているのですが、例えば安心ネットづくり促進協議会においても、あくまでも民主導でデザインをし、主体的にやっていくと思いますが、例えば一つの例でございますが、民間でフィルタリングを開発されるときばかりではなくて、やはり大学研究機関でフィルタリング技術についても研究される方々がいらっしゃるでしょう。そういう場合、研究開発費として支援するというのは、社会貢献上も大変意義あることだと思いますし、また、文部科学省で教育のカリキュラムの浸透という中で予算化されるのは正当性のあることだと思います。

表現の自由を尊重するという一方で、逆に民間だけにこのような取組のコストを過剰に負担させるということについては、慎重である必要もあると思ひまして、私としては、財政的措置という言葉が、施策の強力な推進の中に含まれていると、少なくともこの会で認識できれば、それはそれで一つの進捗だと思いますけれども、民主導であるということと、国が計画を策定して、実行していく上で、最適な部分について、表現の自由や基準づくりを民主導のものを侵食しないで配慮しておくというニュアンスが、もし共有できればありがたいのです。私だけ、あるいは尾花委員だけの考え方であれば、別ですけれども、慎重であっても一定の研究開発や、あるいは民間主導の取組の基盤的支援というか、情報基盤的支援というか、そういうことについては、内閣府がされていること程度は書かれておいても大丈夫なのではないかと思ひて発言をさせていただきました。

清水座長 ありがとうございます。坂田委員、どうぞ。

坂田委員 表現の自由との関係がありまして、余り国が関与してはいけないというのは、非常によくわかる話でございますが、それと関わらない形で口は出さないけれども、お金は支援をさせていただくみたいな形で御支援をいただければありがたいというような、原則的な考え方でございます

が、一つの例で言いますと、e - ネットキャラバンという制度がありまして、これは電気通信事業者ですとか、メーカーですとか、電気通信事業に関わる民間企業が集まって講師を派遣する。派遣先は、地方の小学校等で開かれる保護者、教育者を中心とした子どもたちも入った普及啓蒙活動、講習会 1 時間ぐらいなのですが、これは実は全部各会社の手弁当でやっておりまして、非常に評判がよいのですが、ですから、最初のうちは倍々のように実施ができてきたのですが、ここ 1、2 年、1,000 か所ぐらいで止まってしまいました。

これはなぜかと言いますと、実働講師は 200 人ぐらいなのですが、結局、手弁当で会社の時間を使って、会社の旅費を使って、それで無償で講演をしていくということであるものですから、会社としても、余り講師の人数を増やすわけにはいかないということで、最近はお断りをせざるを得ないような状況になってきていることがございます。

特に、一番効果があるのが、土曜日、日曜日とか夜とか、そういうときにやる講習会が御両親、保護者の方も同席できるということで、非常に効果があって希望も多いわけですが、これが非常に難しいということがありまして、勝手なお願いでございますけれども、実費ぐらい何とか御支援をいただければ、一つの例でございます、細かい例で恐縮なんですけれども。

もう一つの例は、これはフィルタリングの性能の向上の関係なのですが、これこそ表現の自由にまさに関わる問題でして、国が関与するものは非常に難しいのですが、實際上、今、幾つかのフィルタリング会社が発足してきておりますが、お金をを出しているところは、子ども用のソフトを作っている会社が会員になって審査もしてというような形で行われておりまして、純粹に民間ということではあるのですが、ある意味、自分たちの事業に密接に関わることを自らやっていますというところがございます。

そういう意味で、財政的な基盤だけは、国から少し御支援をいただいて、その審査が公平に行われるような仕組みができないものだろうかという気が少ししてありまして、例示で 2 つだけ申し上げましたけれども、御支援をいただければありがたい、表現の自由にもさほど大きな問題が生じないというようなものがあるのではないかと、できればお願いしたいと思っています。

以上です。

清水座長 ありがとうございます。あと、今日は予算のことだけではなくて、全体の文言もありますので、1 ~ 8 ページ以外も含めてお願いしたいと思います。

藤原座長代理 今の点ですけれども、時間の関係もあると思うので、問題を整理した方がいいと思うのです。要するに財政という言葉が明示的に書くのか、あるいは予算の措置ということが、予算の支援があるという趣旨が盛り込まれていけばよいのか。後者であれば後で出てきます 12 ページなんかは、今、おっしゃった第 4 のところですが、フィルタリングの基準設定等に干渉することなく、技術開発の支援などを実施することが求められるということは、提言としては入っていて、もし、お金できちんと支えるということであれば、これでも書いてあるなという気がするのです。先ほどの清原委員のご提言は、そうではなくて、総論のところ、例えば何らかの形で文言を盛り込めということであると、それはまた別の議論だと思しますので、そこは整理した方がいいのかもれません。

清水座長 ありがとうございます。どうぞ。

国分委員 国分でございます。予算の話ではありません。今回の法律が、私の理解では、事の起りが一昨年の秋口に、内閣府が実施した特別世論調査で、国民の九十何%がネット上の有害情報については、何らかの規制をすべきだということから、いろいろ議論が始まったと理解をしているのですが、それで最近では、携帯を持たせない運動をやる自治体なども出てきておりますが、私はそもそもインターネットとか、携帯というのは、文明の利器で、やはり将来の日本を背負って立つ子どもたちを発達の年齢に応じて、しっかり正しい使い方をして大人になれば、国際的な視野の中で活躍してもらいたいなと思っております、これはインターネットなり、携帯が危ないのでフィルタリングを使いましょうというようなストーリーになると。では、お母さん方は、子どもに持たせると危ないじゃないかとか、そういう話になりかねなくて、インターネットの初期のころは、インターネットの光の部分と言いますか、非常にいい使い方を、皆さんいろいろ検討されたり、そういうことを大いに知らしめたりしたということもあって、大分ネットがごく日常生活の一部になってしまったので、今更そういうことを言うのも、というので最近余りそういう話はありませんが、例えば出会いでも、昔はオフコンとって、オフラインの出会いというのは、非常にいいことで、いろいろないい話もあったんですけども、今の時代に何か、ネットとか携帯がなくなればいいというのではなくて、それをポジティブに使いこなすという視点が、やはり「はじめに」のところ辺りにあるといいなと、私は思います。

以上です。

清水座長 ありがとうございます。基本的には、今回のは、だめということを提言するわけではなくて、文部科学省が進めております情報教育とか、今回作りました手引もプラスの使い方とか、その効果とか、学習効果とか、それを高めるといふところを目標に置いています。

その上で、危険な部分ということをより啓蒙して普及していくというところにポイントを置いているということかと思えます。

この提言を私が見たときに、やはり第2節、教育の観点というのは、やはりそういう面も書かれていると私自身はとらえています。更に強調すべきという御発言かとは思いますが、ほかにありましたら、お願いします。

どうぞ。

高橋委員 全国高等学校PTA連合会の高橋です。私は、今の段階としては、この文章で十分ではないかと、正直思っております。

先ほどから出ている予算の話云々に関しては、これから先にやる話であって、とりあえず、1年前を考えると、ここまでよくみんなの意思が疎通してここまでまとまったなというふうに思っています。

先ほど来から、いろいろな講師の話等が出ているのですけれども、やはり一番気になるのは、私たちは、この法律ができるときに、国の関与をいかにして止めたかということ、やはり思い出してほしいというのがありますので、お金だけください、口は一切出さないでください。これは基本的なのですけれども、予算は、今後、いろいろな意味でまた考えていただけるのではないかと。特に

内閣府が中心になって、この会ができたということは、いろいろな関係省庁に、お力添えをいただくと。現に、今、パンフレット等もつくってやっていますし、総務省からいろいろなパンフレットが出ている分を、高校の新生が入学式の前の合格したときに来る登校日に全部配っています。学校側もその辺の認識でできていた。

ただ、こういったネットの詳しい話は、まだ、教員はそれだけの技量がないというところで、是非文部科学省には、本当に頑張って、先生方の質を上げていただきたいという感じはします。

そして、私は、文章的には、この文章で、多分このまうまく動いていくのだろうかと、以前から一番気になっていることが、これが各都道府県のどこに話がいっているのかというのが、非常に気になっております。

教育委員会にいつているのか、知事部局にいつているのか、どうもその辺がうまく機能していない。警察は警察で一生懸命ちゃんとやってくれている。教育委員会も生徒指導は生徒指導のところできちんとやっている、ところが、全体がかみ合っていないのです。

ですから、以前からお願いしていますように、総務省からでもいいし、内閣府からでもいいし、やはりどこかそれぞれの都道府県の中心、清原市長さんのところは、市長さんがしっかりしているので、非常に進んで、本当にうらやましいなと思うのですけれども、ほかの都道府県になりますと、ほとんどよく理解されていない市長さんが結構いらっしゃいます。当然教育委員会の中でも一部の生徒指導の先生が一生懸命頑張っているという状況なので、ここのところをもう少し縦割行政ではなくて、知事の方からきちんと、そのネットに関する組織を、一つ統一した組織をつくってもらおうとか、そういったことを是非国の方から指導していただきたい。ネットに関しては、各都道府県でしっかり対応してほしい、そして実効性のある組織にしていきたいという助言をいただくと非常にいいかなと考えます。特に義務教育課、高等教育課、その辺がばらばらに動いていて、先生方に何ら具体的な、きちんとした方針が伝わらないというのでは困るし、それが一本になるとありがたい。

それと同時に、現にこの1年間、いろいろなネット関係の講習会があったのですけれども、私は、一番初めから口をすっぱくして言ったのは、とにかく会場費をどうにかして安くしていただきたい。

ですから、各都道府県でそういったことでいくのであれば、予算を付けることも一番大切なんですけれども、まず、身近にできることは、市の施設、県の施設、町の施設、そういったものをできるだけ無料に近い形で開放していただいて、その一番係る費用を抑えていくと、これは町の方針だ、市の方針だ、県の方針だという形でまとめ、あとは講師の話だけになりますので、そういったものに関しては、ある程度予算で抑えられる。そうすると、何回でも回数を増やすことができるということ、もう一度、再度国の方から各都道府県の方に連絡していただければありがたいと思っております。

とにかく、いろいろな小さな文言はあるかもしれませんが、とりあえず、今回の前半の部分に関しては、特に私としてはこれでいいのではないかという意見を持っております。

以上です。

清水座長 ありがとうございます。すべてのページについて御意見をいただければと思います。

どうぞ。

清原委員 先ほどせん越にも「はじめに」というところで加えたらなんていうことを申し上げて、失礼申し上げました。「はじめに」の記述については、私は座長にお任せしたいと思います。

改めて座長代理から御指摘をいただきました 12 ページの第 4 の「青少年のインターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体等の支援に関する事項」というのが、先ほど私が触発されて申し上げましたが、今回、大変重要な部分であると認識しているところです。

最初の 4 行のところ、事務局が大変御配慮されて、あくまでも民間団体又は事業者に対して自主的、主体的な取組を最大限尊重し、有害情報の判断やフィルタリングの基準設定等に干渉することなく、技術開発の支援などを実施することが求められるというところに総括されている部分が、大変重いというふうに読み直しているところです。

そこで、私としては支援という中に、勿論言うまでもなく、必要に応じて適切な予算的な措置も含まれるというふうに解釈をさせていただきまして、私としては是非「支援」と書かれているところが、本当に法の理念にのっとって、民間団体等の自主的、主体的な活動についてよい意味での条件整備、環境整備となるということを期待しているところです。

特に、私、自治体の責任を持つ者として、どうしても何か政策をするときには、それなりの財政的措置を考えながらしているものですから、ついその思いが前半に少し吐露されてしまいまして、その心情はお察しいただければありがたいと思います。

その上で、この 4 章に込められました 1～5 の項目、特に最後に、この検討会の委員でもありません、高橋委員や曾我委員や、あるいは尾花委員も加わっていらして、私も一翼を担っております「安心ネットづくり促進協議会」等のインターネットの利用環境整備に向けた活動を支援するというのが重要です。まだ、これは始まったばかりですから、前例がないことをされようとされているわけですから、国におかれましても、この趣旨を実現すべく、今後の 1 年目の見直し、あるいは 3 年目の法に定められた見直しのときに、成果があって、よりよい形で見直せるように、特に第 4 のところが充実すればいいなと申し上げます。事務局がまとめていただいた原案について、特に第 4 は望ましいなと思っております。

以上です。

小島参事官 私の説明が少し舌足らずだったと思うのですが、それぞれの項目の中に支援と書いておりますけれども、できるだけ具体的に、資料を作成するとか、技術開発をするとか、そういう形で必要な部分について、できるだけ書くようにいたしました。

抽象的に書くというのもあったんですけども、できるだけ各項目に分けてできることを中心に支援のことを書いておりますので、啓発資料の作成、配布と書いてあるところがありますけれども、これは予算がなければできないものでありますので、そういう意味でも、5 ページ、6 ページ等につきましても、そういう形で作った上で配付するとか、さっき申し上げました 12 ページの技術開発支援におきましても、そういう予算がなければできない部分でございますので、それぞれの項目の中でやはり必要なものについて、そういう分けた形で入れさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

清水座長 ありがとうございます。どうぞ。

尾花委員 先ほど高橋委員の方から、学校の方へということの統一的な体制のお話がありました。私学に関してちょっと補足させてください。漆先生のような校長先生がいらっしゃる学校は全然問題ないのですが、私学協会さんのような中心になっている協会自体が、情報に関する担当者が「今年からいなくなりました」という状況だとお聞きしたのです。去年までカリキュラムを組んでいたものの、今回は教員の免許更新他、別な部分に力を割くことにしたので、今年はやめましたというようなことを具体的にお聞きしたのです。4月から法律が施行されているのですから、今年になってやめられては大変困るわけです。

現状、市町村、都道府県からの指示や提言は、国公立には必ず届くのですが、なかなか私学までうまく届いていません。PTAの方から突き上げでも来れば、個々の先生も、意識していない学校も動くようになると思うのですが、そうでない限り私学協会さんが「今年はそのような教育をすることを止めました」という体制では現場まで届くはずがありません。

私学の生徒の方が遠距離通学をしますので、携帯の保持率も高く、私学に行かせられるゆとりのある御家庭の方が、携帯を持たせる可能性も高いのです。私学に通う子にトラブルが発生した場合、ネットにつながっている国公立のお子様たちにまで当然広がってしまいますので、私学に関する各種団体というのは文科省管轄なのかどうかは定かではないのですが、何らかの形で国公立に行くルートと別に私学の方に必ず同じことをダイレクトに伝えるような、そういうルーチンづくりをしていただけたらいいなというのが、私学に通わせている母親としての希望です。

もう一つお願いしたかったのは、学校の教育で中学に入って授業で必要な情報教育を小学校のうちに行う、高校で必要な情報教育の操作法なりノウハウを中学の情報教育の段階で行う、という方針を検討していただきたいのです。それは、パソコンがどうだとか、ネットワークの環境というものがどういうものかという理論的な教育ではありません。たとえば、大学に入るとレポート提出や週活などで、必ずインターネットを使わざるを得ないのに、高校でレポート提出の方法、ファイルの圧縮方法を全く教わってこない学生さんたちがほとんどです。ところが、大学では、そんなことは大学で教えるものではない、知っていて当たり前という前提で、提出しなさい、できなかつたら点数が付かないということで、終わってしまっているケースもあり、私のところへも何人も相談にみえたりしていました。こういったことは学校の情報教育の中に組み込むべきではないでしょうか。次のステップで使うものを、何で前の段階でお教えないのかと考えるのです。国語、算数、理科、社会という、中学生になるための基礎教育をやってくれているのが小学校。それで、中学では高校生に上がるための基礎教育をちゃんとやってくれています。同じように情報も特別なものと考えず、次のステップで必要な知識やノウハウを確実に身に付けさせるような教育内容を、学校の方針とか教師の感覚とかではなく、統一的に教えられるようにすべきだと思います。知っている先生がいるところは教わるけれども、知っている先生がいなかったところは教わらないというふうになりますと、先ほど国分先生がおっしゃっていただいたように、ITを使って、社会に出て活用していかなければいけないこれからの子どもたちなのに、その準備が学校教育の中でできないということにな

ってしまいますので、その部分の検討を是非お願いしたいと。

また、量販店さんや、携帯のショップさんに、子どもが行くと必ずフィルタリングは外せるから後で言いに行らっしゃいねというお姉さんがいる。これが現実だそうです。営利目的に走ることなく、18歳未満の子に関しては、きちんとした対応をできる販売委員なり店頭に立っている人を養成するのが、企業としての社会的義務であるというふうに、そこを徹底していただかないと、子どもに耳打ちされたのではたまらないのです。

お客様獲得競争はわかりますけれども、そのターゲットは18歳以上にしてくれということを経営の方に徹底するようなことが、後ろの方でうまく織り込むか、ないしはこれが出るときと一緒に提言して行けたらなというふうに、実感としてちょっと感じております。

少し話が長くなりました。以上です。

清水座長 ありがとうございます。いろいろな意見に関しては、私はまた後でまとめさせていただきたいと思いますが、ほかに御発言がありましたら、お願いします。

今日は小淵大臣にごあいさついただきますので、もう少しで議論を終わりにさせていただきたいと思いますが、どうぞ。

池田課長 今、尾花委員のおっしゃったことにちょっとコメントしておいた方がいいと思いますので、まず、私学なのですけれども、文部科学省直結ということがありますけれども、私学の特に高校以下の私学につきましては、ちょっと都道府県によって違いがあるのですけれども、知事部局、教育委員会と違う部局が担当しているケースもあります。教育委員会が持っているケースもございます。

若干違いはあるのですけれども、我々としては、可能な限り国公私合わせたいろいろな場で、こういった啓発活動に参加していただくように促しておるところでございますけれども、それでもなおかつ私学関係者から文部科学省に直に要請があった場合には、我々は、この間も実はある私立の団体のところで、我々はしゃべらせていただいたんですけれども、そういったいろいろな機会があって、できるだけ情報が途切れないような、そういう配慮はしていこうと思っています。更にきめ細かくやりたいと思っています。

それから、小、中、高それぞれの発達段階、それから学校段階で、その次のステップというのは、インターネットの環境整備という観点ではなくて、文部科学省の情報教育の観点、まさに先ほど清水座長がおっしゃった、光の部分という形で、それは取り組んでいきたいと思いますが、少なくともかなり大学の先生は乱暴のことをおっしゃるのだと思って、ちょっとあきれておりますけれども、決してそういうことではなくて、例えば接続にしても、単純に教科の知識だけではなくて、いろいろな形でうまくつながるような工夫が必要だと思っています。先生の御指摘は非常に重要ですので、持ち帰らせていただきたいと思います。

清水座長 ほかに御意見はございますでしょうか。

それでは、御意見いろいろありがとうございました。少しまとめさせていただきたいと思います。

まず、財政的支援というか、予算面についての御発言がございました。これにつきましては、副座長から御説明いただきましたように、支援ということでかなりいろいろなところで書いてきてお

ります。これは、いちいち財政的予算がということが書いておりませんが、こういうことをするに当たっては、やはり財政面で必要であろうということが読めるような形で記述してきたと思います。

あるいは、財政的ということをもしここで書く場合には、やはり財務省の了解ということも必要になると思います。したがって、支援が必要とかいろいろ書いていることに関しまして、今後、各省庁で予算獲得等にこの報告書をお使いいただいて、内閣府と連携して精力的に予算を取っていただくことに御利用いただくということも重要ではないかと思っております。

それから、高橋委員あるいは尾花委員から今後のことについてお話があったわけですが、先ほどちょっと申しましたが、月曜日に出した教育の情報化の手引には、かなり具体的に書いておりました、学習指導要領が変わったこともあって、小学校段階では、何を基本的操作能力でやるのだというようなことも記述しています。

実際、例えばキーボードのタイピングで何文字を打てなければいけないという案には、数字は入れたのですが、最終的に地域格差とかありますので、状況を踏まえて目標を決めてやるという記述に変えましたけれども、かなり具体的な記述を入れております。

ですから、今、ここで学習指導要領の改訂を踏まえているいろいろな動きがありますので、これをうまく使って進めていければいいなと思います。

いずれにしても、今回、このところに記述されている国民運動という言葉があるのですが、国民運動と一言で書いていて、その具体的な内容については十分検討が進んでいないのですが、国民運動というのは具体的にどうするのかということは、これを踏まえて、今後どこをどういうふうに関連して、どうやっていくかということが、国民運動のときには、根本的に重要ですから、そういったことを今後検討していくということが重要ではないかと思っております。

そのようなことで、いろいろ御意見をいただいておりますけれども、今回の提言（案）につきまして、多少文言とか調整もありますし、また今日の御意見も踏まえて、多少あるかもしれませんが、とりあえず座長に一任をお願いすることはできますでしょうか。

（「はい」と声あり）

清水座長 どうもありがとうございます。それでは、検討会の報告書（案）の最終的な確定につきましては、座長預かりにさせていただきたいと思っております。また、その結果につきましてはお知らせするということになるかと思っております。ありがとうございました。

それでは、今後のスケジュールにつきまして、事務局から御説明をお願いします。

小島参事官 それでは、今後のスケジュールにつきまして説明をさせていただきたいと存じます。

お手元の資料の4を御覧いただきたいと存じます。また、参考資料の3も併せまして、御参照いただければと存じます。

まず、資料の4のところでございますけれども、一番下の部分が本検討会の関係のものでございます。昨年の10月から開催していただきまして、本日が4回目でございますけれども、先ほど座長一任ということでされたところがございますけれども、座長の了解を取り、また、委員の皆様方に送らせていただきまして、後日、内閣府より公表させていただければと存じているところでござ

います。

また、この検討会の報告書を参考にいたしまして、政府におきましては、基本計画を策定してまいりたいと考えているところでございます。

参考資料の3でございますけれども、推進会議につきましては、関係閣僚で開会するわけでございますけれども、関係閣僚からなる推進会議を開催するに当たり、まず、この素案を作るために、各省庁の局長級の幹事会を設置したいと考えているところでございまして、その幹事会におきまして、4月中に何とか基本計画の素案を作成いたしまして、政府としての意見募集を実施し、広く国民からの意見を募りたいと考えているところでございます。

その上で、次回の検討会についてでございますけれども、6月の開催を考えておりまして、先ほど申しました意見募集の結果を御報告するとともに、いただいた御意見に対する考え方についても、御意見をちょうだいしたいと考えているところでございます。

それを踏まえまして、政府として最終的に推進会議におきまして、基本計画を策定したいと考えているところでございます。

以上が、現時点でのスケジュール案についての説明でございます。

清水座長 それでは、次回の開催日時等について、事務局から御説明をお願いします。

小島参事官 次回の開催につきましては、若干先ほど申し上げましたけれども、これにつきましては、別途調整をさせていただきたいと存じます。

また、今後のスケジュールにつきまして、まだ確定していないところもございまして、それも踏まえた上で進めたいと考えております。

次回につきましては、本検討会でいただいた意見等も踏まえて、報告書（案）に基づき、基本計画素案の意見募集を行いますので、これにつきましてまた委員の皆様方にその時期につきまして、事前に調整させていただいた上で、できましたら6月に入りまして、検討会を開催できればと考えているところでございます。

以上でございます。

清水座長 ありがとうございます。以上をもちまして、本日予定しておりました議題は終わりでございます。

これから、小淵大臣にごあいさつをいただきたいと思いますが、お越しいただく間、少しお時間がありますので、参考資料につきまして事務局から御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

小島参事官 それでは、若干時間がございます。参考資料を含めまして御説明を申し上げたいと存じます。

まず、参考資料の1を御覧いただきたいと存じますが、これは3月の下旬に、新聞の突出しといたしまして広告をしたものでございます。「子供のインターネットにはフィルタリングを」ということで、各紙の方に掲載させていただいたところでございます。これだけ読みますとなかなかわかりにくいところもございまして、朝日新聞につきましては、一面の「朝日新聞」と書いている下にちょうどこれを掲載していただいたりしているところでございまして、3月25日～27日と

ということで、法の施行の前にできるだけ広報できるようにということで、こういうことをさせていただいているところでございます。

参考資料の2を御覧いただきたいと存じます。参考資料2につきましては、これは3月31日でございますが、日経新聞のテレビ欄の横に出していただいたものでございます。これにつきましては、保護者の皆様方に対する啓発というのは、いろいろとしているのですが、サーバー管理者とか、そういう業者の関係の方々に対して、いろいろな業者の皆様方の講習会に出席して、いろいろ講演等もしておるんですけども、広く知っていただくため、日経新聞で、サーバー管理者等の発信者側に対するいろいろな努力義務等につきまして広告し、啓発をさせていただいたというところでございます。

この中におきましては、藤原座長代理にインタビュー等をいただきまして、広告をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

(小淵大臣 入室)

清水座長 どうもありがとうございました。それでは、ただいまから小淵内閣府特命担当大臣より、ごあいさつをお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

小淵大臣 皆様、こんにちは。本日も大変お忙しいところ、お集まりをいただきまして誠にありがとうございます。そして、委員の皆様方におかれましては、昨年の10月から合わせて4回検討会で御議論いただきまして、提言のまとめをいただきましたことを心から感謝申し上げたいと思います。

皆様のこの提言をしっかりと活かしまして、何といたっても子どもたちが安心してインターネットを使える環境をしっかりと整備していくように、政府といたしましても、基本計画を速やかに策定していきたいと考えております。

とは言いましても、これからも多くの皆様方にこうしたことに関心を持っていただき、それぞれのお立場にて、また御意見をいただいきたいと思っておりますので、どうぞ引き続きまして、皆様方からの御意見、御指導をいただけますように、どうぞよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

清水座長 小淵大臣、どうもありがとうございました。委員の先生方、本当に長い間ありがとうございました。

10月から第4回の本日までで、この提言をまとめさせていただきましたけれども、これを踏まえて、普及啓蒙が非常に重要ですし、先ほどから御意見をいただいておりますように、青少年がよりいい形で、適切な効果があるような形でインターネットを活用していくということが重要でありまして、それに対して政府並びに学校教育関係者あるいは民間の事業者あるいは地域、コミュニティー、また特に重要なのは保護者ということかと思えます。

そういうような形で、今回このような形でまとめさせていただきましたのも、先生方のおかげと厚く御礼申し上げたいと思います。

なお、本日この後、1階の会見場におきまして、藤原座長代理と内閣府の審議官等と記者へのブ

リーフィングを行うことになっております。報道によってより普及啓蒙が進むということも重要と考えておりますので、今後ともいろいろな形で御支援賜りますよう、お願い申し上げたいと思います。

それでは、本日の第4回の青少年インターネット環境の整備等に関する検討会を終わりにさせていただきます。

どうもありがとうございました。

以上